

令和7年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和7年6月4日（水）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時55分

【場所】 川崎市役所本庁舎復元棟2階 201・202会議室

【出席委員】

教育長 落合 隆

教育長職務代理者 芳川 玲子

委 員 野村 浩子

委 員 森川 多供子

委 員 西井 孝明

委 員 坂口 緑

【出席職員】

教育次長 田中 一平

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

職員部長 宮川 匡之

学校教育部長 北川 友明

健康給食推進室長 五十嵐 美保子

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 森 達也

生涯学習推進課担当課長 本波 直人

教育環境整備推進室課長補佐 古野 喜一

生涯学習推進課担当係長 飯島 一貴

指導課担当課長 山本 大

生涯学習推進課長 山口 弘

指導課担当課長 橋本 朋行

教職員人事課担当課長 平山 和生

指導課指導主事 塚野 剛史

教職員人事課課長補佐 須藤 良

指導課担当係長 畑山 拓登

指導課長 新田 憲

指導課担当係長 諏佐 達哉

指導課担当係長 宮嶋 恵太

支援教育課担当課長 伊藤 琢也

指導課担当課長 伊藤 牧人

支援教育課担当係長 吉田 昌弘

教育環境整備推進室担当課長 小林 雄一郎

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 関橋 正貴

【署名人】

委 員 森川 多供子

委 員 西井 孝明

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【落合教育長】

ただいまから、定例会を開会いたします。

2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、1 4 時 0 0 分から 1 5 時 3 0 分までといたします。

3 会議録の承認

【落合教育長】

4 月の定例会の会議録を、事前に配付し、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

それでは、承認いたします。

4 傍聴（傍聴者 0 名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申し出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第 1 3 条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人について、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

森川委員と西井委員にお願いいたします。

6 報告事項

報告事項No. 1 川崎市立労働会館改修工事等及び川崎市教育文化会館解体工事について

【落合教育長】

まず、初めに、報告事項に入ります。

報告事項No. 1 「川崎市立労働会館改修工事等及び川崎市教育文化会館解体工事について」の説明を、生涯学習推進課担当課長からお願いします。

【本波生涯学習推進課担当課長】

それでは、報告事項No. 1 について御説明いたします。

川崎市立労働会館改修工事等及び川崎市教育文化会館解体工事について報告するものです。

それでは、ファイルナンバー01、報告事項No. 1の1ページを御覧ください。

1、労働会館改修工事等について、御説明いたします。

(1) 工事概要について、ア、工事概要でございますが、川崎市立労働会館と川崎市教育文化会館の再編整備に併せて、現在の労働会館を大規模改修し、川崎市川崎市民館・労働会館を設置するもので、資料の下の表、赤枠①に記載しました六つの分離工事として発注、契約し、工事を行っているところでございます。

次に、イ、着工後の経過でございますが、令和6年3月に工事請負契約を締結し、同年4月から工事着手いたしました。その後、6月に敷地内に地中埋設物が確認されたため、12月に埋設物の除却等に伴う工期延長と工事費等増額の変更契約を締結し、令和7年第1回市議会定例会において、御報告したところでございます。

資料、下の表の赤枠②に記載してございますが、当初契約金額、契約工期から契約金額の合計6億7,821万9,300円の増額と約7か月の工期の延長を行ったものでございます。

2ページを御覧ください。

(2) 工期の延長についてですが、令和7年5月16日に、工事監理者、施工者からまちづくり局に対し、再度の工期の延長の要請がございましたので、第一報として御報告するものでございます。

初めに、ア、延長期間でございますが、工事監理者等からは、少なくとも7か月は必要とのことであり、最終的な工期について、現在、工事監理者及び施工者間で精査中でございます。

次に、イ、延長理由でございますが、内装仕上げを解体したところ、壁や梁などの配管貫通孔等の位置、大きさ、梁等の構造躯体等の位置、形状など、新築時の図面とは異なるもの、記載のないものが見つかり、都度、対応してまいりましたが、その数が多くなり、改めて、不具合箇所等への対応が必要となったものでございます。

具体的な事例は、後ほど御説明いたします。

これらの要因から、構造の再検討、設備設計、補修方法や施工方法を慎重に見直す必要があり、検討に時間を要することから、工期の延長が必要な状況でございます。

次に、ウ、増額費用についてでございますが、現在、精査中でございます。

3 ページを御覧ください。(3) 検討を要する部位の事例として、写真を掲載してございます。

具体的な事例として、①－1 及び①－2 は、新築時の図面に記載のない配管貫通孔等があるもの、②－1 から 4 は、新築時の図面と既存躯体で、部材の位置や形状に不整合があるもの、③大ホール新設床スラブに湧水が侵入したもの、④断熱材で覆われていた 5 階天井の鉄筋のかぶりが不足している部分があるものでございます。

労働会館改修工事等につきましては、以上となります。

続きまして、4 ページを御覧ください。

2、教育文化会館解体工事实施設計について御説明いたします。

(1) 工事实施設計概要及び工期について、ア、設計概要でございますが、労働会館改修工事等の完了後、教育文化会館の市民館機能を労働会館に移転した後、閉館し、解体を行うもので、跡地には多目的広場を整備する計画となっております。

まず、教育文化会館の解体工事を実施するための設計委託業務を発注し、令和 6 年 1 月 16 日に着手、令和 7 年 5 月 30 日に完了したものでございます。

教育文化会館の建物概要は、資料左側中央の表に記載したとおりでございます。

また、資料の右上に富士見公園の完成イメージパースで、図面の赤丸と矢印で記載したところが、教育文化会館跡地でございます。

資料右下の図面が跡地整備計画の概要図でございます。多目的広場として、フットサルコート、バスケットコート等を整備する計画でございます。

次に、ウ、解体工事期間でございますが、実施設計前の概算工期を 14 か月と想定していたところでございますが、実施設計の結果、解体工期として 20 か月を要することになりました。

次に、エ、解体工期増の理由でございますが、①跡地利用計画に応じた地下躯体解体範囲の確定でございまして、実施設計で精査した結果、防球ネット・照明塔の支柱基礎干渉部分の地下躯体解体範囲が明確になったためでございます。

次に、②4 週 8 休、週休 2 日対応で工程を組み直したためでございます。

5 ページを御覧ください。

3、労働会館改修及び教育文化会館解体工事の全体工期について、御説明いたします。

詳細工程等につきましては現在、精査中でございますが、現時点の最短での工程表を記載してございます。

上の表が変更前、下の表が変更後を表してございます。また、それぞれの表について、上段に労働会館、下段に教育文化会館についての工程を記載してございます。

今回の延長要請により、変更後の表、上段に記載したとおり、更に 7 か月以上の延長となり、完成予定が令和 9 年 2 月以降となる見込みでございます。これに伴い、本年 7 月から指定管理者の募集を開始する予定でございましたが、工期の延長に併せて募集の開始時期も遅らせることといたします。

次に、教育文化会館についてでございますが、変更後の表、下段、教育文化会館の解体工事につきましては、労働会館改修工事完了後、機能移転や閉館後の備品搬出作業など約 3 か月を要す

るため、工事の着手時期は令和9年6月以降となり、完了時期は令和11年1月以降となる見込みでございます。

今後、詳細な工期の延長期間やこれに伴う工事費の増額については、精査を行ってまいります。具体的な状況が判明した後に、改めて御報告させていただきたいと存じます。

6ページには、労働会館及び教育文化会館の再編整備に係る経過について、参考資料を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

なお、令和7年5月20日の教育委員会会議において、「川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備及び管理運営について」の報告を予定しておりましたが、御説明したとおり、労働会館改修工事等の工期延長が直前になって判明し、指定管理者制度導入に向けたスケジュール等の見直しが必要となったため取りやめたものでございます。また、今回の報告内容は、令和7年5月28日の文教委員会で報告させていただいております。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

今、説明があったように、本来、前回5月20日の教育委員会会議で報告する予定だったものが今の説明の理由で本日改めて御報告というふうになりました。今の労働会館の改修工事の概要や工期延長を含めた教育文化会館解体工事の設計概要等についての報告でしたけども、何か御意見等ございますでしょうか。

坂口委員、お願いします。

【坂口委員】

ありがとうございました。1点だけ確認です。

教育文化会館の解体工事は隣接する富士見中学校への影響は何かありますでしょうか。

【本波生涯学習推進課担当課長】

影響と言いますか、解体後はコート類を整備する用地になっておりまして、今後詳細は詰めていくんですけども、部活動などで使うというようなことも念頭にございますけれども、現状は富士見球場で体育あるいは部活動が十分行えている状況でございますので、そこまで大きな影響はないかというふうに考えております。

以上でございます。

【坂口委員】

ありがとうございました。

【落合教育長】

ほかにございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御報告ありがとうございました。

予期せぬ出来事で工期の延長、やむを得ない状況なのかなというふうに理解をしております。ただ、その図面との違いによってこのような問題が今回起きているということで、今建設している建物に関しても将来的に建物を壊す段階になって図面との違いがということになってはいけない、同じ問題を繰り返してはいけないなという思いであります。そうなりますと、計画や図面との違いがないかという確認が一層求められると思うんですけれども、現在建設中のものに関して将来のために備えられることと言いますか、今後ともそれが起きないように確認体制を強化することですとか、現在考え得る対策というのはありますでしょうか。

【本波生涯学習推進課担当課長】

その点につきましては、関係局と今協議しておりまして、現状については図面の保存方法、データ化がされていたりとか、当時については、やはり紙ベースが主流だったというふうには聞いておりますので、現在起きている課題についてはしっかり検証しまして、今後同じような事案が繰り返されないようにしっかり対応していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

【野村委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

そのほかございますでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございます。

市民感覚というか、伺いたいんですけども。予期せぬことで費用が加算してしまったことは理解しております。ただ、費用が上がってしまった分、もう今既に決まっている、例えばどこか少し、壁紙の質を少し落とすとか、そういった努力をもちろんされた上でのこの結果というふうな理解でよろしいでしょうか。それとも今、既存のものに更に上乘せで、ほかのところで減らして少しでもかかる経費を減らす努力をしていただいていると思いたいのですが、その辺を教えてくださいたいと思います。

【本波生涯学習推進課担当課長】

基本的には仕様の見直し等については、もう設計段階で終わっているという認識でございますので、そういったところの見直しは今のところは予定しておりませんで、基本的には今後、今回判明した事案についての対応が大きくありまして、それに対しての工事費の増額ということが考えられると、そういうふうに思います。

【森川委員】

現場にいと、本当に学校だとクーラー一つでも、サポーター1人でもお金がない、お金がないのがついて回るので、簡単にたくさんお金が何億と出ていくとなると、なかなかちょっと理解が追いつかないんですが、もうこれ以上増えることないようにお願いしたいと思います。

【落合教育長】

よろしいですか。工期延長でお金がどうしてもかかってしまうということで、その辺も懸念材料があるんですけどという御意見ですね。

芳川委員、お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

御報告ありがとうございました。

ちょっと分からないことがあって、教えていただきたいんですが、解体工期を延長した理由、4ページに①というのがあって、範囲が明確になったためというところと、②には4週8休で工程を組み直したためというのがよく分からなくて、どういう意味でしょうか。

【本波生涯学習推進課担当課長】

週休2日制度については、近年、働き方改革の視点から、当初は1週1休というような考え方を持っていたというふうに聞いています。最近、モデル事業の実施ということで、4週8休というような考え方も併せて今実施しているということで、今回については当初1週1休だったところについて、改めて4週8休という考え方を踏まえたところ、工期に影響が出るということが判明したというような状況でございます。

【芳川教育長職務代理者】

4週で週休2日対応というのは、受注したとき、もしくは施行会社が請け負ったときには、まだこれは法律で定められていないというふうに考えられますか。

【本波生涯学習推進課担当課長】

今回の御報告につきましては、まだ設計段階でございまして、今後発注時にはこういうような考え方をうることになるので、そのうちの6か月の何か月間はこの影響が出ますというような状況でございまして。

【芳川教育長職務代理者】

すみません、報告ですから深く追及するつもりはないんですが、ちょっと不信感があります。

まず一つ、予算がどんどん増えていくこと。そして、今回のように工期がどんどん延びていくこととなると、実際の予算段階からきちんと精査をされていないんじゃないかというふうに思わざるを得ないというところと、あと図面がないことが、労働会館を川崎市は引き取っているわけですから、実はその前に誰が建てたかとか、その施工の責任を本来は多分考えるべきではないかなという感じがするんですね。

先ほど坂口委員のほうから影響ということですが、多分、最も影響が大きいのは市民なんですね。この長い期間が全く利用できないというところが何よりも大きな影響だと思いますので、そうすると延長する資金、予算が幾らになるか分からないし、そこで報告事項ではあるんですけども、議会を通して思うんですが、ちょっと個人的にはあまり納得できないというのが感想です。

以上です。

【山口生涯学習推進課長】

ありがとうございます。

委員がおっしゃること、もっともかなと思いますけど、今回の件に関しましては、内装を解体だとか、剥がし出した結果、いろいろ露出して確認をしたところ、こういう状況が判明したということで、これについては工事の施工のほうにも今、話をしています。そのような状況でございます。

金額の件については、実際、延びていけば延びていくほど物価上昇率がかかってきますし、金額についてどんどん増えてしまっているということは議会のほうでも厳しくお話をいただいております。ただ、今もう設計の絵図を書いて、既に発注をまろまろ行っていて、それを組立てに入るといふか、工事の段階になっていることから、ここから大きく動かすのはちょっと難しいというような状況でございますので、我々としては今回の原因について、そこからこういったことがやはり起こり得るということをしつかりと検証して、今後の工事に役立ててまいりたいと思います。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいですか。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

予算がどんどん伸び上がっていく、工期が延びていくというところが、ちょっと不信感を買う、市民の影響を考えると心配だというふうな御意見をいただきましたが、今後そういったことについてしっかりと検証して、同じようなこと、工事の関係でありましたときに検証していくというような事務局からの意見もありましたので、No. 1の御報告については、以上で終了させていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

報告事項No. 2 令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況（速報値）について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 2「令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況（速報値）について」の説明を、教職員人事課担当課長からお願いします。

【平山教職員人事課担当課長】

ファイルナンバー02、報告事項No. 2のファイルを御覧ください。

「令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験」の応募状況について報告をさせていただきます。

受験区分別の応募人数と応募倍率ですが、速報値で、小学校は343人で、1.5倍、中学校・高等学校は小計462人で、2.3倍、高等学校、工業は9人で、3.6倍、商業は1人で、0.4倍、特別支援学校は67人で、3.0倍、養護教諭は114人で、9.1倍となりました。

令和8年度採用予定者の応募人数の合計は996人となりました。また、応募倍率は、前年度比0.2ポイント減の2.1倍となりました。

2ページを御覧ください。

令和9年度採用予定の「大学3年次在籍者推薦」につきましては、小学校は50人で1.0倍、社会、保健体育、英語を除く中学校・高等学校につきましては17人で1.1倍、英語は5人で1.3倍となりました。なお、中学校・高等学校は今年度から拡充した区分でございます。令和9年度採用予定者の応募人数の合計は72人で、応募倍率は1.0倍となりました。

総計につきましては、応募人数が1,068人で、応募倍率は前年度比0.2ポイント減の2.0倍となりました。

今年度の日程ですが、第1次試験は、7月6日（日）に実施いたします。市内2会場に、愛知会場、兵庫会場、宮城会場を加えた合計5会場で実施いたします。

第2次試験は、実技試験を8月5日（火）に、面接試験を8月7日（木）から8月20日（水）まで行います。合格発表を9月19日（金）に予定しております。

報告は以上となります。

【落合教育長】

ありがとうございます。

令和8年度採用予定者の各候補者の候補状況、人数と倍率。2ページ目には令和9年度採用予定の大学3年次の推薦者の状況。中・高については、今年度から拡充するということですね。あと試験の日時や会場についての御報告でありましたが、何か御意見等ございますでしょうか。

森川委員、お願いします。

【森川委員】

御説明ありがとうございます。

ちょっと質問というか教えていただきたいんですけども。小学校の大学3年次で4月以前で合格した方たちが今年度から現場のほうに入っていると思うんですけども、その方たちの追跡調査というのですか、たしか1年間何回か研修を繰り返すみたいな説明を昨年受けた記憶があるんですが、それによって3年次に受験してよかった点とか、出てきているかと思うんですね。その3年次で受験したからにはそのメリットが何かしらあると、もう教員を目指すことが決まっている、だから川崎市に行こう、だから3年次から、例えばこんな知識があると大学で学ぶ教育課程だけではなく現場に立つ上で、こんな知識があるともっと保護者対応は大丈夫だよとか、そんなよう

なアドバイスなどもしていくと、3年で合格することのメリットかなというふうに思うんですね。
なので、追跡のアンケート調査などを行っているかなど、その辺を教えていただけたらと思います。

【落合教育長】

3年次関係の試験のことで関連してございますか。担当課長からお願いします。

【平山教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。

3年次の合格者につきましては、7回、川崎教師塾でありますとか、講習前研修でありますとか、そういったところを体験した上で4月1日の採用になっております。森川委員もおっしゃるように、追跡の調査につきましては、ちょっと今採用班のほうでも悩んでおりまして、どのように4月1日以降、勤務のほうで活躍されているかであるとか、今後の運用、どのような形でやるか検討中なんですけれども、実際に学校現場の話を聞いたりだとかをしてみたいなとは思っております。現段階でははっきりしたことを申し上げられないんですけれども、そういったことは確かに重要なことだなというふうに捉えております。

【森川委員】

ありがとうございます。

3年次から目指してくださって、そのまま教員になってくださった方たちなので、ぜひ不安を恐れず、子ども、児童生徒も育てますけれども、彼ら彼女らも育てていってくださったらと思います。よろしくお願いします。

【落合教育長】

たしか、誰も辞退することなく、全員勤務しているんですよね。

【平山教職員人事課担当課長】

32名が4月に採用されておりまして、全員辞退なく勤務をしております。

【落合教育長】

ほかいかがでしょうか。これに対してはよろしいでしょうかね。

では、報告事項No. 2は終了いたします。

報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について）

【落合教育長】

次に、報告事項No. 3「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課長、指導課長からお願いします。

【細見庶務課長】

それでは、報告事項No. 3「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー03-1、報告事項No. 3の1ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第1項の規定に基づき教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき御報告するものでございます。

1の(1)件名は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取についてでございます、(2)内容は、記載のとおりでございます。

2、専決を行った日でございますが、令和7年5月15日でございます。

2ページを御覧ください。

令和7年第2回市議会定例会に提出を予定する議案について、異議はないものとして市長に回答した文書でございます、3ページには、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

それでは、専決した事項のうち、初めに、議案第94号「川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について」、指導課長から御説明申し上げます。

【新田指導課長】

それでは、ファイルナンバー03-2、報告事項No. 3資料1の2ページを御覧ください。

初めに、制定要旨を御説明いたします。

この条例は、いじめ問題専門・調査委員会及びいじめ総合調査委員会の構成員に時間額の報酬を支給できることとするため、制定するものでございます。

次に、改正の内容を御説明いたしますので、1ページにお戻りください。

改正の内容でございますが、初めに、第1条は、川崎市いじめ問題専門・調査委員会等の構成員の報酬の額は、時間額1万円とすることができることを定めるほか、所要の整備を行うものでございます。

次に、第2条は、時間額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における職務に従事した時間数により計算した額をその月又はその翌月に属する日のうち任命権者が定める日に支給することを定めるほか、所要の整備を行うものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日を、公布の日とするものでございます。

なお、3ページから5ページでございますが、こちらは条例の新旧対照表でございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【細見庶務課長】

次に、ファイルナンバー03-3、報告事項No. 3資料2の5ページを御覧ください。

議案第110号「令和7年度川崎市一般会計補正予算」でございますが、教育費関係につきまして、御説明いたします。

繰越明許費でございますが、「13款 教育費」の「8項 教育施設費」における「義務教育施

設整備事業」につきまして、高津小学校の既存施設改修において、不測の日時を要したため、予算の繰越しをお願いするものでございまして、繰越額は1億3,841万9,000円でございます。

議案第110号「令和7年度川崎市一般会計補正予算」のうち、教育費関係についての説明を終わらせていただきます。

報告事項No. 3の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

専決した事項についての報告ですが、何か御意見等ございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御報告ありがとうございました。

反対とかそういうことではないのですが、背景について教えていただきたくて。いじめ調査員の時間額の支給というのが必要になったというのが、どういう経緯でこういう結論になったのかという背景の部分をもう少し教えていただけますか。

【新田指導課長】

御質問ありがとうございます。

いじめの専門・調査委員会につきましては、会議体で主に行っているんですけども、その会議体自体はおおむね1時間半程度で終わるように会議を行っております。実際、そこで協議する内容と、あといじめの内容について加害者とされる方、被害者とされる方にヒアリングを行う内容がございます。ヒアリングを行う際には、1時間半で終わるかという、その状況によって長引いてしまうこともございますし、また会議の中で報告書をまとめていく形になるんですけども、それについては主に弁護士の先生の方に書いていただいているんですが、その中で日額、どうしても1万9,000円となりますと、ものを書くときに大体集中してやられると、やっぱり3時間、4時間かかってしまうだろうと、そういったことも言われておりまして、前々から時間給で支給というところは要望を受けているところでございます。その中で他都市のほうでも時間給で支給しているということで変わってきているという状況でございますので、本市としても時間給で支出することが妥当だと判断したものでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

背景については、よろしいでしょうか。

ほか御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

7 議事事項

議案第3号 令和8年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

【落合教育長】

続いて、議事事項に入ります。

議案第3号「令和8年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」の説明を、指導課担当課長からお願いします。

【山本指導課担当課長】

それでは、お願いします。

議案第3号の「令和8年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」について御説明させていただきますので、ファイルナンバー04-2、議案第3号の資料をお開きください。

初めに、1、募集定員でございますが、昨年度同様120名で実施いたします。

次に、2、志願資格でございますが、市内に住所を有し、入学後も引き続き市内から通学することが確実な者といたします。

次に、3、検査方法でございますが、作文を含む適性検査を行っており、今年度も同様に実施いたします。

次に、4、合否決定でございますが、作文を含む適性検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選考を行い、上位の者から120名を合格者として決定いたします。

次に、5、主な日程でございますが、出願期間等につきましては表に記載のとおりでございます。なお、入学者に欠員が生じた場合は、選考結果が合格者の次の順位の者から、校長が速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で入学者に充てるものとします。

続いて、議案について御説明いたします。ファイルナンバー04-1、議案第3号を御覧ください。ただいま概要を御説明いたしました「令和8年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」でございます。本要綱に基づき、令和8年度入学者の募集及び決定を行ってまいります。教育委員会での可決後、速やかに公告し、市ウェブサイト等で周知してまいります。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございました。

附属中学校の入学者の募集定員、志願資格、検査方法、合否決定、日程等についての説明でしたが、今の説明を聞いて何か御意見ございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

要綱の2ページにですね、検査方法のところで海外からの移住者を保護者とする志願者、それから障害のある志願者の検査方法に対して、教育長が別に定めると記述がありますが、4月定例会では市立高校の入試要綱をこちらで質問いたしまして、特別な配慮が必要なお子さんに対する検査についてはですね、4月30日付で市のホームページで神奈川県立高校入試要綱に沿った配慮の詳細が明らかになりました。こちらについても作文もありますし、処理障害のお子さん

なんかはもしかしたら、手書きではなくタイピングを希望されるお子さんもいらっしゃると思われ
されます。

そこで二つ質問なんですが、これまでどのような配慮事項があったのかということと、それから
今後も高校の入試と同じように配慮事項の詳細を公開していただきたいなと思うのですが、2
点についてお聞かせください。

【山本指導課担当課長】

配慮の実績ですが、昨年度の例ですと、時間延長や別室での受検又はルビふり問題などという
ことで、受検者から小学校校長を通して申請書の中で申請があり、学校、受検生、保護者との話
合いを経て配慮を決定いたしました。全ての申請が通るわけではございませんが、あくまで小学
校での学習している状態を忠実に検査でも実現できるようにという方針でやり取りをしながら実
施しているところであります。

また、二つ目の御質問ですが、前回の県立高校の入試の方法と同じような対応をしていけたら
と考えているところです。

【野村委員】

詳細の公開は約束いただけるという理解でよろしいですか。

【山本指導課担当課長】

はい。ただいま県立の高校入試のほうは市のホームページでも既に公開していますが、あれと
同じような形式、内容で公開していくことを考えております。

【野村委員】

お願いします。

【落合教育長】

よろしいですか。ほかの委員、いかがでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

これも念のための確認なのですが、資料4-2のところで、合否決定というところ、4番細か
く書いてありました。作文を含む適性検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選
考を行い、上位から決定する。本当、念のためなんですが、男女別の合格者数枠などはないとい
うことでよろしいでしょうか。

【山本指導課担当課長】

お答えをします。

男女別の枠等は設けてございません。

【落合教育長】

そのほかいかがでしょうか。これについてよろしいですね。

それでは、議案第3号につきましては原案のとおりに決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和8年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について

【落合教育長】

次に、議案第4号「令和8年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について」の説明を、支援教育課担当課長からお願いします。

【伊藤支援教育課担当課長】

よろしくお願いいたします。支援教育課担当課長の伊藤でございます。

それでは、早速でございますけども、議案第4号について、御審議のほうよろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号の「令和8年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱」について御説明させていただきます。

初めに、概要を御説明いたしますので、ファイルナンバー05-1、議案第4号資料1のファイルを開き、「令和8年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜（概要）」を御覧ください。

本要綱は、市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の志願資格、募集地域、募集人数等について定めたものでございます。

初めに、資料の左上の1、基本的な考え方（2）、（3）を御覧ください。

基本的な考え方につきましては、障害のある幼児及び生徒を全て受け入れるとともに、自宅に近い特別支援学校に受け入れられるようにすることとしております。

次に、2、入学者選抜要綱の概要について御説明いたします。

表の左上、前期選抜の欄を御覧ください。

初めに、志願資格につきましては、知的障害教育部門及び肢体不自由教育部門、訪問教育部門、聴覚障害教育部門のそれぞれの教育部門について、障害の程度や状況に応じて、表に記載のとおりとしています。

また、左から2列目の、中央支援学校高等部分教室につきましては、2ボツ目に記載のとおり、集団学習が可能であり、将来、企業等への就労を希望する者としており、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部知的障害教育部門の志願資格とは異なっております。

次に、募集地域欄を御覧ください。募集地域につきましては、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部知的障害教育部門においては、一つの学校に志願者が集中しないよう、指定地域と調整地域を定めております。その他の教育部門の募集地域につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、志願相談欄を御覧ください。志願相談につきましては、志願資格等を確認するために、志願を予定している特別支援学校で必ず受けることとしております。

次に、選抜方法欄を御覧ください。選抜方法につきましては、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部の知的障害教育部門において、志願者が募集人数を上回った場合、選抜日に抽せんを実施し、合格者を決定することとしております。その他の教育部門につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、表の左下、後期選抜の欄を御覧ください。後期選抜につきましては、田島支援学校高等部及び中央支援学校高等部、中央支援学校高等部分教室の知的障害教育部門において、前期選抜の合格者決定後、募集人数に空きのある学校のみが実施をいたします。また、志願資格につきましては、前期選抜を受検した者のうち入学が決まらなかった者としております。募集地域につきましては、表に記載のとおりでございます。

また、表には記載しておりませんが、後期選抜において、入学先が決まらなかった者につきましては、県立特別支援学校が実施する二次募集に志願することが可能となっております。

続いて、議案について御説明いたします。ファイルナンバー05、議案第4号のファイルを御覧ください。

ただいま概要を御説明いたしました「令和8年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱」でございます。本要綱に基づき、令和8年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜を行ってまいります。教育委員会での可決後に、市ホームページ等で周知してまいります。

なお、募集人数につきましては、特別支援学校と志願者の状況を勘案して、教育長が別に定めることとしており、前期選抜においては令和7年11月以降に、後期選抜においては前期選抜の合格通知発送日以降に公表する予定となっております。

最後に、参考資料として、ファイルナンバー05-2、議案第4号資料2のファイルには、「川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜の流れ」を記載しておりますので、志願相談期間や選抜日時等について、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

入学選抜の基本的な考えや選抜要綱の概要ということで、資格や募集地域、志願相談、選抜方法等についての御説明がございましたが、何か御意見等はございますでしょうか。

森川委員、お願いします。

【森川委員】

御説明ありがとうございます。

質問なんですけども、知的障害という区分の者が自力で通学が可能な者というのは分かるのですが、肢体のほうなんですけども、基本的に肢体のほうは御家族送迎若しくはバスでの送迎という形での理解でよろしいでしょうか。

【伊藤支援教育課担当課長】

御質問ありがとうございます。

特別支援学校のほうについては、スクールバスのほうを運行してございますので、今、委員のほうがお話いただいたようにスクールバス若しくは御家庭の事情で御家族での送迎というどちらかというふうに考えているところでございます。

【森川委員】

その場合、一定の配慮など難しいところがあるかと思うんですけども、合格者の居住地とバスが止まるところのルートを選定は難しいのかなと思うんです。バスの便がいっぱいだからもう合格は無理とか、そういった条件にはなっていないという理解でよろしいでしょうか。

【伊藤支援教育課担当課長】

おっしゃるとおりでございます。あくまでも入学者選抜の制度ですね、いわゆる通学支援というところが全く別でございますので、可否等は特に関係しないところになっております。

【森川委員】

分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】

そのほかの方でいかがでしょうか。

坂口委員、お願いします。

【坂口委員】

ありがとうございます。

この制度をよく理解していないから、ちょっと質問をさせていただければと思うんですが、後期選抜についてです。

知的障害を持つお子さんに関して、志願相談というのがまずあって、その上で前期の選抜を受ける。それでも入学先が決まらない方に関して後期選抜が行われる、そのような段階を踏んでいるという理解でよろしいでしょうか。

なぜこのような立てつけになっているのかというのを、よろしければ教えてください。

【伊藤支援教育課担当課長】

ありがとうございます。

中学校の特別支援学級の生徒さん、又は、特別支援学校の中学部の生徒さんがこの高等部の入学選抜の対象となってくるかなと考えております。例年、中学校の特別支援学級の在籍者が非常に増えているということと、障害がある子どもたちの進路先ですね。特別支援学校だけではなくて、技能連携校やサポート校だとか、あとは最近インクルーシブ実践推進校等、たくさんの進路選択の幅が広がっているところでございます。

一方で、特に障害の程度の比較的軽度な生徒さんたちについては、かなりの進路選択で迷うケースというところもございます。中には、あってはいけないんですけども、やっぱり自分には合っていないんじゃないかというようなこともございますので、特に特別支援学校の高等部での教育内容というところと、いわゆる高等学校での教育内容というところがまた大きく変わってきますので、その辺りの理解を正していく意味でも、この志願相談というのはさせていただいているところでございます。

また、特に田島支援学校の高等部、中央支援学校の高等部につきましては非常に受入れ枠に対して希望者が非常に多い状況でございますので、できるだけ進路相談の中で適切な進路選択をしていただくように学校と協力しながらやっていくんですけども、どうしても志願者が多い場合には抽せん実施ということになっておりますので、その場合は後期選抜のほうをお受けいただくというような仕組みになっているところでございます。

【落合教育長】

入学選抜の流れですね。

【坂口委員】

分かりました。抽せんにすると。ありがとうございます。

【落合教育長】

そのほかの委員、いかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

教えていただきたいんですけども、田島支援と中央支援が人気があるというのは理解しているんですけど、決まらなかった子は県立、例えば元石川高校の別室ですとか、県立に行かれる子たちも多く、そっちに行く子もいると思うんですけど、こちらでも同じように将来就労を目指す、企業への就労を目指すという指導はもちろん受けることは可能という理解でよろしいですか。

【伊藤支援教育課担当課長】

県立特別支援学校の中にも分教室というふうな設定がございます。いわゆる特別支援学校の本校で行う教育内容と、今委員のほうから御指摘いただいたように分教室での教育内容と比べ、若干異なっておりますので。分教室につきましては、中央支援学校と同様にやはり自力通学できることだとか、ある程度集団の中で教育受けることが可能なお子さんということになっております。

ので、もし、後期選抜等に回るような生徒さんがいらっしゃる場合には、中学校の進路相談の中で、どの学校が御本人に会っているのかというところからもう一度整理しながら、志願していただく形になっておりますので、お子さんの状況に応じて個別の対応という形で相談をさせていただいているところでございます。

【森川委員】

就労を目指すということはとても重要なことだと思いますので、よろしくお願いします。

【伊藤支援教育課担当課長】

ありがとうございます。

【落合教育長】

そのほかでいかがでしょうか。

それでは、議案第4号につきましては、原案のとおりに決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

8 閉会宣言

【落合教育長】

以上をもちまして、本日の定例会は、終了といたします。

(14時55分 閉会)